

2025年12月26日

各 位

会社名 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
(管理会社コード13444)
代表者名 取締役社長 横川 直
問合せ先 商品ディスクリージャー部 岩渕 直美
(TEL. 03-4223-3038)

E T Fの受益権分割にかかる投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は本日、以下のファンドの受益権分割にかかる投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（コード）

- a. MAXIS米国株式（S&P500）上場投信 (2558)
b. MAXIS全世界株式（オール・カントリー）上場投信 (2559)

2. 変更の理由

最小取引単位の引き下げによる投資家取引の利便性向上のため

3. 変更の内容

- ・証券保管振替機構が定める受益権分割にかかる約款規定の追加
- ・2026年6月8日の最終受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき10口の割合をもって受益権を分割
- ・その他付随変更（当初元本の明確化、信託契約解約事由（口数）変更等）

※詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

※受益権分割に伴う証券取引所における売買単位（1口）および基準価額の表示単位（1口）の変更はありません。

【ご参考】分割により増加する受益権口数

	S & P 500	オール・カントリー
分割前の発行済み受益権総口数	3,316,700 口	3,277,900 口
分割により増加する口数	29,850,300 口	29,501,100 口
分割後の発行済み受益権総口数	33,167,000 口	32,779,000 口

※上記は 2025 年 11 月 28 日時点での数値を記載しています。実際の口数とは異なる場合があります。

4. 日程

【受益権分割および投資信託約款の変更】

2026 年 3 月 6 日まで 金融庁届出日

2026 年 3 月 7 日 変更日①(証券保管振替機構「株式等振替制度に係る業務処理要領」に基づく規定追記)

2026 年 6 月 8 日 受益権分割基準日

2026 年 6 月 9 日 受益権分割効力発生日

変更日②(受益権分割にかかる付随変更(当初元本の明確化、信託契約解約事由(口数)変更等))

【設定および一部解約の受付停止】

受益権分割の実施に伴い 2026 年 6 月 5 日および 6 月 8 日は設定および一部解約の受付を停止いたします。

※2026 年 6 月 2 日から 6 月 4 日までの間は、ファンドの申込受付停止日のため設定・一部解約の受付は行えませんのでご留意ください。

※東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買を停止するものではありません。

※東京証券取引所における売買については 6 月 5 日より、受益権分割を反映した価格でお取引いただくこととなりますので、お取引の際はご留意ください。

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

MAX I S米国株式（S&P 500）上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の分割、再分割および併合)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができます。</p> <p>③ 前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行う場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の定めにしたがい、次の各号の通り行います。</p> <p>1. 受益権の再分割または併合に係る増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。</p> <p>2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録します。</p> <p>3. 前号により生じる端数部分につ</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</p> <p><新設></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>いっては、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p><u>4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u></p> <p><u>5. 委託者は受益権の取得申込みの受付けおよび一部解約の実行請求の受付けについて制限を行う場合があります。</u></p>	
<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、第8条第1項の規定に</p>	<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（以下「<u>社振法</u>」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、第8条の規定により分</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>より分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p>	<p>割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p>
<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条～④（略）</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき10,000円とします。<u>なお、2026年6月8日現在の受益権を1対10の割合で再分割しており、1口当たりの当初元本額は1,000円です。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条～④（略）</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき10,000円とします。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(信託契約の一部解約) 第48条～⑩（略）</p> <p>⑪ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、2023年1月10日以後に受益権の口数が<u>100万口</u>を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第48条～⑩（略）</p> <p>⑪ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、2023年1月10日以後に受益権の口数が<u>10万口</u>を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下、略)</p>

※第8条および第11条は2026年3月7日、第13条および第48条は同年6月9日を変更の適用日とする。

MAX I S全世界株式（オール・カントリー）上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の分割<u>、再分割および併合</u>)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができます。</p> <p>③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行う場合には、振替機関</u>（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の定めにしたがい、次の各号の通り行います。</p> <p>1. 受益権の再分割または併合に係る增加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。</p> <p>2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録します。</p> <p>3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</p> <p><u><新設></u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u></p> <p><u>5. 委託者は受益権の取得申込みの受け付けおよび一部解約の実行請求の受け付けについて制限を行う場合があります。</u></p>	
<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p>	<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（以下「<u>社振法</u>」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p>
<p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、第8条<u>第1項</u>の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第13条～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき10,000円とします。<u>なお、2026年6月8日現在の受益権を1対10の割合で再分割しており、1口当たりの当初元本額は1,000円です。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第13条～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき10,000円とします。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(信託契約の一部解約) 第50条～⑩ (略)</p> <p>⑪ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、2023年1月10日以後に受益権の口数が<u>100万口</u>を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第50条～⑩ (略)</p> <p>⑪ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、2023年1月10日以後に受益権の口数が<u>10万口</u>を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下、略)</p>

※第8条および第11条は2026年3月7日、第13条および第50条は同年6月9日を変更の適用日とする。

以上